

一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター ご旅行条件書 (受注型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター（長野県知事登録第 地域 638 号 以下「当センター」といいます。）がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当センターに支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当センターと受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当センター旅行業約款 受注型企画旅行契約の部によります。
- (4) 当センターは、お客様が当センターの定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。当センターは自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当センターは、当センターに旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当センターの業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) (1) の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (3) 当センターがお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金全額を添えてお申込みください。
- (4) お客様との旅行契約は、当センターが契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。通信契約による旅行契約の成立は、第22条の定めによります。
- (5) 当センターは書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合旅行条約は、当該書面を交付したときに成立するも

のとします。

(6) 当センターは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当センターが定める日までに、構成者の名簿を当センターにご提出いただきます。当センターは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当センターは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

(1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書をご提出か親権者の方のご同行を条件とさせていただく場合があります。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用の方などで、特別な配慮(車イスの手配等)を必要とする場合は、旅行申込み時にその旨お申し出ください。当センターは可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当センターがお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただくか、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

(3) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当センターが判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。

(4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(5) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当センターが判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。

(6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(7) その他当センターの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

(1) 当センターは、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容そ

の他の旅行条件及び当センターの責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。

(2) 契約書面を交付した場合において、当センターが旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

(3) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

(4) 確定書面を交付した場合には、当センターが手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は契約時に当センターが定める期日までにお支払ください。

6. 旅行契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当センターは可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当センターは旅行代金を変更することがあります。

(2) 当センターは、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当センターの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当センターの関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

7. 旅行代金の額の変更

当センターは、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に

当たる日より前にお客様に通知します。

(イ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。

(ウ) 第6項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと（いわゆるオーバースタッフ等）による変更の場合を除き、当センターはその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(エ) 当センターは、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当センターの責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面等に記載したところにより旅行代金を変更します。

8. お客様の交代

(1) お客様は、当センターの承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当センター所定の用紙に必要事項をご記入のうえ所定の手数料及び必要経費等と共に当センターにご提出していただきます。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当センターが承諾し、(1) の手数料を当センターが受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

9. お客様の解除権（旅行開始前）

(1) お客様は第2項の旅行契約後いつでも、次による取消料をお支払いただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、当センターが、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第2項の(1)の企画書面において証憑書類を添付して明示した時は、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次による取消料の金額にかかわらず、当センターが運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、当センターの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

国内旅行に係る取消料

解除期日	取消料（おひとり）
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（日帰り旅行にあつては11日目）に当たる日まで（当センターが契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額

ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目 (日帰り旅行にあつては10日目)に当たる日以降8日目に あたる日まで	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に 当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ニ 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ホ 旅行開始当日 (へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
へ 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

(2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

(イ) 第7項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

(エ) 当センターがお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。

(オ) 当センターの責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当センターは、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

(4) 旅行契約成立後に、お客様のご都合に出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

10. お客様の解除権(旅行開始後)

(1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約

を解除することができます。この場合、当センターは旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他のすでに支払又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

1 1. 当センターの解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当センターは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第9項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当センターは、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当センターが認めるとき。
 - (イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当センターが認めるとき。
 - (ウ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (エ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - (オ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当センターがあらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
 - (カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当センターの関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当センターは、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金の全額を払い戻します。

1 2. 当センターの解除権（旅行開始後）

- (1) 当センターは、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当センターの指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などに

より団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当センターの関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 解除の効果及び払戻し

(ア) (1) により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当センターとの契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当センターは旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当センターが当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

1 3. 旅行代金の払戻し

(1) 当センターは、第7項、第9項及び第10項(2)、第11項及び第12項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

(2) (1) の規定は第17項又は第20項で規定するところにより、お客様又は当センターが損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

1 4. 契約解除後の帰路手配

当センターは、第12項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

1 5. 旅程管理と添乗員等

(1) 当センターは次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当センターがこれと異なる特約を結んだ場合には、この限

りではありません。

(ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。

(イ) (ア) の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2) 当センターは、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当センターの責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当センターが指定する期日までに当センターの指定する方法でお支払いただきます。

(3) (1) の業務は、添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当センターが手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。

(4) 添乗員の同行しない旅行にあつては、現地における当センター（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。

(5) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。

(6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

16. 当センターの指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当センター（添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であつてもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

17. 当センターの責任

(1) 当センターは、旅行契約の履行にあつて、当センター又は当センターの手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当センターに対して通知があつたと

きに限りません。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内に当センターに対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当センターに故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2) お客様が、次に例示するような当センター又は当センターの手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当センターはお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当センター又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(エ) 自由行動中の事故

(オ) 食中毒

(カ) 盗難

(キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

18. 特別補償

(1) 当センターは、当センターが実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次表の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

	国内旅行
通院見舞金	通院日数により1万円～5万円
入院見舞金	入院日数により2万円～20万円
死亡補償金	1,500万円

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意によ

る法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条及び第5条に該当する場合は、当センターは（1）の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

（3）日程表において、当センターの手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

（4）（1）の傷害・損害については、第17項（1）の規定に基づく責任を負うときは、（1）による補償金は当センターが負うべき損害賠償金の一部（又は全部）に充当します。

（5）当センターが（1）による補償金支払義務と第18項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

19・旅程保証

（1）当センターは、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

ただし、当該変更が次の（ア）（イ）（ウ）（エ）に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

（ア）契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による場合は除きます）。

- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

（イ）第17項の規定に基づく当センターの責任が明らかであるとき。

（ウ）第9項、第10項、第11項、第12項の規定に基づき旅行契約が解除された場合

の当該解除された部分に係る変更であるとき。

(エ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

(2) (1) の規定にかかわらず、当センターが支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(3) 当センターは、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4) 当センターが(1)の変更補償金を支払った後に、第17項の規定に基づく当センターの責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当センターに返還していただきます。この場合、当センターは、当センターが支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当センターが変更補償金を支払う変更	変更補償金の額= お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2) 契約書面に記載した観光施設（レストランを含みます）そのほか旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）	1.0%	2.0%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%

(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
--	------	------

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高ものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号に掲げる変更が1泊の中で複数生じた場合であっても、1泊につき1件として取扱います。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当センターの約款の規定を守らないことにより当センターが損害を受けた場合は、お客様は当センターに対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当センターから提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他受注型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当センター、当センターの手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

21. 通信契約

通信契約についても、当センター「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

- (1) 当センターは、当センターが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当センターが提携会社と無

署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

(2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

(ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「受注型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当センターにお申し出いただきます。

(イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当センターが契約の締結を承認したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当センターが契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

(ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当センターが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

(エ) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である当により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

(オ) 当センターらは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(カ) 携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当センターの責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

2.2. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

(2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。

- (3) 当センターはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当センターが旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、出発（集合）してから、帰着（解散）するまでとなります。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (6) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

2 3. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面等に明示します。

2 4. 個人情報の取扱い

当センターの個人情報の取扱いについては、

「個人情報保護方針」<https://dansuki.jp/privacy/>をご確認ください。